

## 農林産物グループ設立について

グループの乱立を防ぎ、個人及び法人出荷者との不公平感をなくし出荷者協議会の運営を円滑にしていくためにグループの定義を以下に規定する。

1. 村内居住者によるグループ
2. 道の駅の規定する出荷範囲内にグループの拠点を置いたグループ
3. 高齢者の生きがい対策、出荷弱者に対する救済を目指すなど社会的意義のあるグループであること。
4. 道の駅、協議会が協議を行いグループとしての出荷を認めたもの。

上記、1と2のどちらかを満たしかつ3を満たす方を道の駅出荷グループとして認定いたします。

- ・ 認定グループは、出荷時に本人以外の会員による出荷を認めるものとする。
- ・ グループの出荷登録の際は、登録届・グループ規約・グループメンバーの一覧を協議会に提出すること。その際、代表者を必ず一人立てなければならない。
- ・ グループ登録の可否は、(株)南山城と協議会の協議によって決定される。
- ・ 圃場を同一としないものが、グループを結成する際は構成員全員が出荷者登録をしなければならない。
- ・ 経費計算(人件費、材料代など)を同一とする団体は、グループとしてではなく法人として登録をお願いいたします。

## 入会金・年会費について

### 村内グループ

#### 入会金

2人のグループ：一人当たり 1,500 円

3人以上のグループ：1人当たり 1,000 円

#### 年会費

構成員一人当たり：3,000 円

### 村外グループ

#### 入会金

2人グループ：一人当たり 2,500 円

3～4人グループ：総額 5,000 円になるようにグループ内で割り振りをお願いいたします。

5人以上のグループ：一人当たり 1,000 円

#### 年会費

構成員一人当たり：5,000 円